

## 1. 目 次

- 【1】「令和4年度中小企業等外国出願支援事業」募集のお知らせ  
(やまぐち産業振興財団・しまね産業振興財団)
- 【2】「やまぐち知的財産活用支援助成金」募集のお知らせ  
(やまぐち産業振興財団)
- 【3】「令和4年度 鳥取県産業振興機構中小企業外国出願支援事業補助金  
(PCT特許出願、国際商標出願)」募集のお知らせ (鳥取県産業振興機構)
- 【4】「知財ビジネス評価書 (基礎項目編)」と「作成の手引き」を公表しました  
(特許庁)
- 【5】「企業価値向上に資する知的財産活用事例集—無形資産を活用した  
経営戦略の実践に向けて—」について (特許庁)
- ……イベント情報…… ■
- 【6】「日本における知的財産を活用した資金調達—課題と可能性  
(IP Finance in Japan: Challenges and Potentials)」開催のお知らせ  
(WIPO 日本事務所、WIPO 知財ビジネス部門)
- 【7】広島県発明協会総会記念講演会「ユニ・チャームの知的財産活動  
—知財マインドの醸成における取り組み」開催のお知らせ (広島県発明協会)
- …… ■
- 【8】【知財コラム】 パテントGO！  
「特許出願の発明者」  
日本弁理士会中国会 弁理士 田中 俊夫
- ……もうけの花道をいく…… ■
- 【9】～デザインの力をビジネスに活かす～  
今回のピックアップ動画は「意匠法の改正について」
- …… ■
- 【10】再掲情報

## 2. 内 容

- 【1】「令和4年度中小企業等外国出願支援事業」募集のお知らせ  
(やまぐち産業振興財団・しまね産業振興財団)

特許庁では、中小企業の戦略的な外国出願を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業等に対して、外国出願にかかる費用の半額を助成しています。独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）と各都道府県等中小企業支援センター等が窓口となり、全国の中小企業の皆様が支援を受けることができます。山口県と島根県で公募が開始されましたので、是非ご活用ください。

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

【山口県】公募期間：5/19（木）～6/16（木）17:00（必着）

詳細：（公財）やまぐち産業振興財団

[https://yipf.or.jp/subsidy/foreign\\_appl/?e=contents](https://yipf.or.jp/subsidy/foreign_appl/?e=contents)

【島根県】公募期間：5/25（水）～12/28（水）まで随時募集

※予算の上限に達し次第、公募を締め切ります。

詳細：（公財）しまね産業振興財団

[https://www.joho-shimane.or.jp/news/wanted\\_subsidy/7171](https://www.joho-shimane.or.jp/news/wanted_subsidy/7171)

【JETRO】公募期間：第1回 5/9（月）～5/31（火）17:00（必着）

第2回 7/1（金）～7/29（金）17:00（必着）

詳細：[https://www.jetro.go.jp/services/ip\\_service\\_overseas\\_appli.html](https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_appli.html)

-----  
【2】「やまぐち知的財産活用支援助成金」募集のお知らせ

（やまぐち産業振興財団）

-----  
やまぐち産業振興財団では、山口県内中小企業者の知的財産権を活用した戦略的な事業展開を支援するため、経費の一部を助成します。

募集期間：5/19（木）～6/16（木）17:00 必着

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

[https://yipf.or.jp/subsidy/domestic\\_appl/?e=contents](https://yipf.or.jp/subsidy/domestic_appl/?e=contents)

-----  
【3】「令和4年度 鳥取県産業振興機構中小企業外国出願支援事業補助金

（PCT特許出願、国際商標出願）」募集のお知らせ（鳥取県産業振興機構）

-----  
鳥取県産業振興機構では、PCT特許出願、国際商標出願に要する費用について助成します。外国出願計画がある場合は、必ず出願前にご相談ください。

申請期限：5/9（月）～ 6/14（火）17時まで

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

[https://www.toriton.or.jp/seminar\\_detail.php?id=640](https://www.toriton.or.jp/seminar_detail.php?id=640)

-----  
【4】「知財ビジネス評価書（基礎項目編）」と「作成の手引き」を公表しました

（特許庁）

-----  
特許庁では、金融機関向けに中小企業等の知的財産を活用したビジネス全体を評価した「知財ビジネス評価書」や中小企業等の知的財産を踏まえた経営課題に対する解決策をまとめた「知財ビジネス提案書」を提供してきました。

また、「知財ビジネス評価書」における知的財産と中小企業の事業との関係性の理解に最低限必要かつ有益な評価項目について分析を行い、当該評価項目をひな形

（基礎項目編）として取りまとめ、そのガイドライン（手引き）も作成しましたので、是非ご覧ください。

▽詳細は以下のウェブサイト参照ください。▽

<https://www.jpo.go.jp/support/chusho/kinyu-katsuyo.html>

-----  
【5】「企業価値向上に資する知的財産活用事例集－無形資産を活用した経営戦略の実践に向けて－」について（特許庁）  
-----

知財・無形資産を活用した経営の実践や、経営層の知財経営への意識向上といった課題に対し、経営層が知財部門を頼りにし、知財部門が経営層に働きかけを行うことができるという関係性の構築が求められているなか、このような企業内風土を既に獲得した企業や獲得に向けて前進をしている企業を対象に調査を行い、特に知財部門と経営層との間のコミュニケーションに注目して、事例集としてとりまとめました。

本事例集が、経営と知財との距離を近づける一助となれば幸いです。

ぜひご一読ください。

▽詳細は以下のウェブサイト参照ください。▽

[https://www.jpo.go.jp/support/example/chizai\\_senryaku\\_2022.html](https://www.jpo.go.jp/support/example/chizai_senryaku_2022.html)

■ …… イベント情報 …… ■

イベント情報については、以下の中国地域知的財産戦略本部 HP のイベントカレンダーを随時更新しておりますので、こちらもご活用ください。

▽中国地域知的財産戦略本部 HP イベントカレンダー▽

<https://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/event/index.html>

-----  
【6】「日本における知的財産を活用した資金調達－課題と可能性（IP Finance in Japan: Challenges and Potentials）」開催のお知らせ（WIPO 日本事務所、WIPO 知財ビジネス部門）  
-----

2021 年、WIPO は知的財産（IP）を活用した資金調達に関する取り組みを始めました。各国における知財金融の実態の調査が実施されており、日本は国別調査を昨年より開始し、シンガポールの国別報告書に続き、今後日本報告書も発表が予定されています。

本ウェビナーでは、日本報告書の紹介、IP を活用した大規模な事業価値証券化の最近の成功事例の紹介、米国・中国・欧州をはじめとする国際的な IP を活用した資金調達に関する比較考察を行う予定です。

開催日時： 6/15(水) 16:00（日本時間） ■ 日・英同時通訳あり

▽詳細は以下のウェブサイト参照ください。▽

[https://wipo-int.zoom.us/webinar/register/WN\\_OtsNISGHQamqaTIAWrdeeg](https://wipo-int.zoom.us/webinar/register/WN_OtsNISGHQamqaTIAWrdeeg)

-----  
【 7 】 広島県発明協会総会記念講演会「ユニ・チャームの知的財産活動  
ー知財マインドの醸成における取り組み」開催のお知らせ（広島県発明協会）  
-----

人々の生活におけるさまざまな負担からの解放を目指し、画期的な商品を世に送り出されているユニ・チャーム株式会社。

本講演会では、同社の製品開発にかける想いと知財戦略の取り組み、特に同社におけるユニ・チャーム流の IP ランドスケープとして全社への知財マインド醸成にかかる取り組みとポイントについて、ご講演いただきます。

開催日時：6/22（水）15:00～16:30（受付 14:30～）

参加方法：「会場」または「Web」よりお選びください。

（会場：広島発明会館 4 階 研修室、Web：Zoom ウェビナーによるライブ配信）

定 員：30 名

参 加 費：無料

申込締切：6/15（水）

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://www.hiroshima-hatsumeil.jp/news/kiji16888.html>

■ ..... ■  
【 8 】【知財コラム】 パテントGO！  
-----

\*\*\*\*\*  
企業や個人の皆様が「知的財産」に対する興味・関心を持つとともに、知識を深めるきっかけにさせていただくことを目的に、「知的財産」に関するコラムの連載をしています。最前線でご活躍される弁理士の方々によるホットな情報をお届けしていますので、お楽しみください。

（日本弁理士会 中国会にご協力いただき、月 2 回程度配信予定です。）

\*\*\*\*\*

|                     |       |   |
|---------------------|-------|---|
| ■ □ ■ □             | ----- | ┐ |
| □ ■ □ 「特許出願の発明者」    |       |   |
| ■ □                 | ----- |   |
| 日本弁理士会中国会 弁理士 田中 俊夫 |       |   |
| L                   | ----- | └ |

特許出願の代理をさせて頂く際に、出願人から次のような要望を受ける場合があります。

「今回の特許出願の願書には発明者情報を記載する必要がありますので教えてください」

「とりあえず社長の名前でお願いします」

発明が完成するとその発明の創作に寄与した発明者は、その発明について「特許を受ける権利」を原始的に取得することになります。一方で、特許を受ける権利

を有さない出願人による特許出願は、冒認出願と呼ばれ、審査段階で判明すれば拒絶され、権利化後に判明すればその特許が無効とされてしまいます。

上記ケースにおいて、社長が、その発明に関連する具体的な課題や方向付けを示さないで一般的な助言・指導をしたに過ぎない場合や資金の提供や設備利用の便宜を図るといった単なる援助者に過ぎない場合等には、発明者には該当しないため、本来、特許出願の願書に発明者として社長の名前を記載することはできません。このケースで願書に社長のみを発明者として記載して特許出願を行った場合、新規性及び進歩性を有する素晴らしい発明であり特許権を得ることができたとしても、冒認を理由として無効となり得る特許となってしまうています。更に言えば、特許権が成立した後に発明者を訂正することはできません。

このようにならないためにも、特許出願を行う際には、発明者の特定を慎重に行うようにしなければなりません。

■ ……もうけの花道をいく…… ■

#### 【 9 】～デザインの力をビジネスに活かす～

今回のピックアップ動画は「意匠法の改正について」

■ …… ■

知財を楽しく学べる Web サイト「もうけの花道」から、おススメの動画情報をお届けするコーナー「もうけの花道をいく」！

今回は、第一線で活躍する専門家による解説動画を集めた「知財戦略のススメ」から、「意匠法の改正について」をご紹介します。

「令和元年意匠法改正」が施行され、新たに画像、建築物、内装の意匠が保護されるようになり、これらの意匠の出願や登録状況についてはまだまだ関心が高いところ。

ここで、あらためて改正の大きな二本柱「保護対象の拡充」と「関連意匠制度の拡充」のポイント解説動画をチェック！

意匠制度を正しく理解して、企業の競争力を高めるものとして注目が集まるデザインの力をビジネスにいかして欲しいと語る田中弁理士。

デザインの力に期待が膨らみますね。

<https://www.youtube.com/watch?v=v9p0jqQwZY0>

#### 【 10 】再掲情報

「知的財産管理技能検定 3 級対策講座」開催のお知らせ（中国経済産業局）

<https://www.chugoku.meti.go.jp/event/chizai/220509.html>

「本メールサービスの内容等に対するお問合せ、ご意見、ご要望、また本メールサービスの配信の希望、中止及び配信先の変更等はこちらへお願いします。」

中国地域知的財産戦略本部事務局

経済産業省 中国経済産業局 地域経済部 産業技術連携課 知的財産室

U R L : [https://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/mail\\_mz/index.html](https://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/mail_mz/index.html)